

建設・不動産業 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

1 出資の割合	(商 号)	建設業株式会社	60 %
	(商 号)	株式会社不動産業	40 %
	(商 号)		%

記
最小出資者の出資比率
構成員2者 30%以上
構成員3者 20%以上

2者の場合は削除

建設株式会社 外1社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
構成員数+1
・構成員2者の場合は3
※構成員2+千葉県提出1

結成年月日を記載する。

署名又は印鑑証明の印を押印

建設・不動産業 経常建設共同企業体

代表者	(商 号)	建設業株式会社	代表者氏名	建設 太郎	署名又は印
	(商 号)	株式会社不動産業	代表者氏名	不動 一郎	署名又は印

2者の場合は削除 (商 号)

代表者氏名 署名又は印